(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和5年11月

JR 東日本エネルギー開発 株式会社

目 次

| 第1章 弱 | 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
|-------|--|----|
| 1. 環境 | 意影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
| (1) | 公告の日 | 1 |
| (2) | 公告の方法 | 1 |
| (3) | 縦覧場所 | 1 |
| (4) | 縦覧期間 | 2 |
| (5) | 縦覧者数 | 2 |
| 2. 環境 | 竟影響評価方法書についての説明会の開催 | 3 |
| (1) | 公告の日及び公告方法 | 3 |
| (2) | 開催日時、開催場所及び来場者数 | 3 |
| 3. 環境 | 意影響評価方法書についての意見の把握 | 3 |
| (1) | 意見書の提出期間 | 3 |
| (2) | 意見書の提出方法 | 3 |
| (3) | 意見書の提出状況 | 3 |
| 第2章 弱 | 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 | 4 |
| 別 紙 | | 26 |

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を 作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年9月12日(火)

(2) 公告の方法

- ①日刊新聞紙等による公告(別紙1参照) 下記日刊紙に「公告」を掲載した。
 - · 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 付 北海道新聞 (朝刊: 15 面)

②インターネットによるお知らせ

令和5年9月12日(火)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・えりも町のウェブサイト (別紙 2-1 参照)
 - https://www.town.erimo.lg.jp/section/kikaku/sg6h940000003f6j.html
- ・JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト (別紙 2-2 参照) http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/
- ③広報えりもへの折込広告によるお知らせ(別紙 2-3 参照)

下記の広報に「お知らせ」の折込広告を実施した。

・広報えりも9月号

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ①関係自治体庁舎での縦覧
 - · 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
 - ・えりも町役場企画課

②インターネットの利用による縦覧

・JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間: 令和5年9月12日(火)から令和5年10月25日(水)まで 意見書の提出期日である10月25日(水)まで閲覧可能とした。(土・日曜 日、祝日を除く。)

・縦覧時間:各関係自治体庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態 とした。また、北海道、えりも町のウェブサイトに当該縦覧ページへのリンクを掲載すること により参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は2名であった。

なお、縦覧期間中の事業 HPへの訪問者数は 565 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 (別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場】

・ 開催日時:令和5年9月26日(火) 18時30分から20時

・ 開催場所: えりも町 福祉センター (幌泉郡えりも町字本町 357 番地)

· 来場者数:25名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の 提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 9 月 12 日 (火) から令和 5 年 10 月 25 日 (水) まで (郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙3参照)。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で5名の方から意見が提出された。

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書1)

| (恵見書 | | 東 |
|------|--|------------------|
| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
| | コウモリ類について環境の保全の見地からの意見を | 意見書の内容は要約せずに、原文の |
| 1-1 | 以下に述べます。貴社及び委託先(建設環境研究所) | とおりに記載しております。 |
| | の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要 | |
| | 約したり順番を並び替えたりしないでください。 | |
| | (1) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません | ご意見をいただきました(仮称)栗 |
| | 1 | 子山風力発電事業環境影響評価準備 |
| | 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境 | 書についての今回の報道を受け、弊 |
| | 影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデー | 社が上記調査の実施を委託した2社 |
| | タを含んでいることが報道されています。特に、風 | に改めて調査内容について確認を依 |
| | 車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい | 頼し、改ざんの事実は確認されなか |
| | て、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された | ったとの報告を受けております。 |
| | 疑惑があるとされています※1,2。 | 本事業の実施にあたり、引き続き環 |
| | このような改ざん行為はアセスにおいて非常に問題 | 境影響評価手続きに係る調査・予 |
| | であり、調査結果の信頼性はもとより、アセス手続 | 測・評価を適切に実施してまいりま |
| | きの信ぴょう性に疑問を投げかけるものです。そし | す。 |
| | て本事業者及び委託先の建設環境研究所が関わって | |
| 1-2 | いる山形県栗子山事業の隠ぺい疑惑に対して、第三 | |
| | 者機関による徹底的な検証がないことが問題です。 | |
| | 以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を | |
| | 強く求めます。 | |
| | ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改 | |
| | 竄か」(世界日報,2023年10月12日) | |
| | https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012- | |
| | 175306/ | |
| | ※2「環境影響評価"データ改ざん"か…イヌワシの | |
| | 巣の存在を隠し準備書提出・粟子山風力発電計画 山 | |
| | 形・米沢」 | |
| | (FNN プライムオンライン) | |
| | https://www.fnn.jp/articles/-/598646 | |
| | (2) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません | ご意見をいただきました(仮称)栗 |
| | 2 | 子山風力発電事業環境影響評価準備 |
| 1 0 | 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境 | 書についての今回の報道を受け、弊 |
| 1-3 | 影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデー | 社が上記調査の実施を委託した2社 |
| | タを含んでいることが報道されています。特に、風 | に改めて調査内容について確認を依 |
| | 車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい | 頼し、改ざんの事実は確認されなか |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|--|------------------|
| | て、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された | ったとの報告を受けております。 |
| | 疑惑があるとされています※1,2。 | 本事業の実施にあたり、引き続き環 |
| | 本事業者及び委託先の建設環境研究所が関わってい | 境影響評価手続きに係る調査・予 |
| | る山形県栗子山事業の隠ぺい疑惑に対して、第三者 | 測・評価を適切に実施してまいりま |
| | 機関による徹底的な検証がないことが問題です。こ | す。 |
| | のような不正行為は環境影響評価の意義を根底から | |
| | 否定するものです。このような行為に対する厳しい | |
| | 制裁がなされない限り、改ざん行為が繰り返される | |
| | 可能性があります。もし改ざんによってアセス手続 | |
| | きを通過させた事業者が何の制裁も受けずに補助金 | |
| | や再エネ賦課金を受け取ることが許されるのであれ | |
| | ば、他の事業者も同じ手法を用いる可能性が高くな | |
| | ります。 | |
| | 以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を | |
| | 強く求めます。 | |
| | ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改 | |
| | 竄か」(世界日報, 2023年10月12日) | |
| | https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012- | |
| | 175306/ | |
| | ※2「環境影響評価"データ改ざん"か…イヌワシの | |
| | 巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山 | |
| | 形・米沢」 | |
| | (FNN プライムオンライン) | |
| | https://www.fnn.jp/articles/-/598646 | |
| | (3) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません | ご意見をいただきました(仮称)栗 |
| | 3 | 子山風力発電事業環境影響評価準備 |
| | 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境 | 書についての今回の報道を受け、弊 |
| | 影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデー | 社が上記調査の実施を委託した2社 |
| | タを含んでいることが報道されています。特に、風 | に改めて調査内容について確認を依 |
| | 車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい | 頼し、改ざんの事実は確認されなか |
| | て、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された | ったとの報告を受けております。 |
| 1-4 | 疑惑があるとされています※1,2。 | 本事業の実施にあたり、引き続き環 |
| | 今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び | 境影響評価手続きに係る調査・予 |
| | 委託先である建設環境研究所によって作成されたと | 測・評価を適切に実施してまいりま |
| | 報道されたことは、これまでに同社らが作成した図 | す。 |
| | 書の信用性に大きな疑問を投げかけます。 | |
| | 建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(方法書 | |
| | の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしてい | |
| | ないと主張しています※3。 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|---|------------------|
| | しかし調査結果をとりまとめて準備書を作成したの | |
| | は建環環境研究所です。調査結果をとりまとめる前 | |
| | の段階で改ざん行為があったのか、JR東日本開発か | |
| | らの圧力があったのか、結局誰がデータ改ざんし、 | |
| | 誰が隠ぺいを指示したか、納得のできる回答は一切 | |
| | ありません。「弊社は改ざんしていない。他は知らな | |
| | い」などの回答では済まされない問題です。これま | |
| | で同社らが作成した他のアセス図書についても、不 | |
| | 正はなかったのか、第三者機関による徹底検証を行 | |
| | うべきでしょう。しかし第三者機関による徹底的な | |
| | 検証がありません。 | |
| | 以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を | |
| | 強く求めます。 | |
| | ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改 | |
| | 竄か」(世界日報, 2023年10月12日) | |
| | https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012- | |
| | 175306/ | |
| | ※2「環境影響評価"データ改ざん"か…イヌワシの | |
| | 巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山 | |
| | 形・米沢」 | |
| | (FNN プライムオンライン) | |
| | https://www.fnn.jp/articles/-/598646 | |
| | ※3「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響 | |
| | 評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研 | |
| | 究所 HP, 2023 年 10 月 18 日) | |
| | https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018. | |
| | html | |
| | (4) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません | ご意見をいただきました(仮称)栗 |
| | 4 | 子山風力発電事業環境影響評価準備 |
| | 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境 | 書についての今回の報道を受け、弊 |
| | 影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデー | 社が上記調査の実施を委託した2社 |
| | タを含んでいることが報道されています。特に、風 | に改めて調査内容について確認を依 |
| 1-5 | 車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい | 頼し、改ざんの事実は確認されなか |
| 1 0 | て、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された | ったとの報告を受けております。 |
| | 疑惑があるとされています※1,2。 | 本事業の実施にあたり、引き続き環 |
| | 今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び | 境影響評価手続きに係る調査・予 |
| | 委託先である建設環境研究所によって作成されたと | 測・評価を適切に実施してまいりま |
| | 報道されたことは、これまでに同社らが作成した図 | す。 |
| | 書の信用性に大きな疑問を投げかけます。 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|---|------------------|
| | 建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(方法書 | |
| | の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしてい | |
| | ないと HP で主張しています※3。 | |
| | しかし山形県栗子山事業では、準備書を提出した後 | |
| | に、イヌワシの調査を行なっています。本来ならば | |
| | 全ての調査を終えた後に準備書が縦覧されるはずで | |
| | す。評価書の段階では住民や環境大臣は意見できま | |
| | せん。ではなぜ山形県の事業のみ準備書を縦覧して | |
| | いる最中にイヌワシの追加調査を行なっているので | |
| | しょう。追加の調査が終わってから準備書を縦覧す | |
| | べきです。考えられる理由は住民の目を誤魔化し | |
| | て、不正に準備書審査を通過させるのが目的だから | |
| | ではないでしょうか。しかし事業者から納得のでき | |
| | る回答は一切ありません。 | |
| | 以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を | |
| | 強く求めます。 | |
| | ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改 | |
| | 竄か」(世界日報, 2023年10月12日) | |
| | https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012- | |
| | 175306/ | |
| | ※2「環境影響評価"データ改ざん"か…イヌワシの | |
| | 巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山 | |
| | 形・米沢」 | |
| | (FNN プライムオンライン) | |
| | https://www.fnn.jp/articles/-/598646 | |
| | ※3「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響 | |
| | 評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研 | |
| | 究所 HP, 2023 年 10 月 18 日) | |
| | https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018. | |
| | html | |
| | (5) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません | ご意見をいただきました(仮称)栗 |
| | 5 | 子山風力発電事業環境影響評価準備 |
| | 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境 | 書についての今回の報道を受け、弊 |
| | 影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデー | 社が上記調査の実施を委託した2社 |
| 1-6 | タを含んでいることが報道されています。特に、風 | に改めて調査内容について確認を依 |
| | 車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい | 頼し、改ざんの事実は確認されなか |
| | て、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された | ったとの報告を受けております。 |
| | 疑惑があるとされています※1,2。 | 本事業の実施にあたり、引き続き環 |
| | 今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び | 境影響評価手続きに係る調査・予 |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|---|------------------|
| | 委託先である建設環境研究所によって作成されたと | 測・評価を適切に実施してまいりま |
| | 報道されたことは、これまでに同社らが作成した図 | す。 |
| | 書の信用性に大きな疑問を投げかけます。 | |
| | 調査の透明性と信頼性を確保するためには、独立し | |
| | た研究機関や専門家による評価が必要不可欠です。 | |
| | しかし、今回の改ざん隠ぺい疑惑に建設環境研究所 | |
| | の名前が報道された以上、本事業において同社の調 | |
| | 査結果を信用しろと言われても到底無理です。 | |
| | 以上の理由から、本風力発電事業の手続き凍結を強 | |
| | く求めます。 | |
| | ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改 | |
| | 竄か」(世界日報, 2023年10月12日) | |
| | https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012- | |
| | 175306/ | |
| | ※2「環境影響評価"データ改ざん"か…イヌワシの | |
| | 巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山 | |
| | 形・米沢」 | |
| | (FNN プライムオンライン) | |
| | https://www.fnn.jp/articles/-/598646 | |
| | ※3「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響 | |
| | 評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研 | |
| | 究所 HP, 2023 年 10 月 18 日) | |
| | https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018. | |
| | html | |

| (意見書 | 2) | 事業者の見解 |
|------|--|----------------------------|
| 110. | - 思元音 1. 土木工事について | 事業有の允胜 対象事業実施区域及びその周辺の小 |
| | 1. エペエ争について えりも町内の小河川には、ニホンザリガニが生息し | 河川に生息する水生生物への配慮に |
| | • | _ , _ , _ , _ , |
| | ていることから、小河川への土砂流入、河床破壊な | ついて、今後の環境調査により二ホールのよりには、 |
| | どがない工法が必要。落差溝、コンクリートますに | ンザリガニの生息状況を把握すると |
| | ついては、水生生物の上流下流への移動を阻止する | ともに、小河川への土砂流入の防 |
| | ものであるので、設置しない工法が必要。道路が河 | 止、落差工や集水ますその他道路工 |
| | 川を横断する場合は、水生生物の上流下流への移動 | 事の河川横断箇所における移動経路 |
| 2-1 | が可能な工法を用いること。さらに、海洋への土砂 | の確保について検討いたします。 |
| | 流出を防ぐ工法を用いること。 | 事業計画の検討に際しては、小河川 |
| | 道路開削、拡張工事により、地下水脈(小さなものも | の地下水への影響についても関係機 |
| | 含む)が切断されると周囲の植生(森林植生含む)に大 | 関協議を適切に実施し、あわせて工 |
| | きな悪影響(枯死など)が生じる。このことから、事 | 事中の監視体制について事前協議を |
| | 前に地下水脈を調べ、影響のない場所を設定し、風 | いたします。 |
| | 車建設時の道路開削、拡張工事の際には、環境管理 | |
| | できる責任者を常時立ち会わせ、工事当事者に指示 | |
| | 指導すること。 | |
| | 2. 土壌調査について | 風車が風を受けて揺れる振動、回転 |
| | 風車が風を受けて揺れる振動、回転することにより | することにより発生する振動につい |
| 0.0 | 発生する振動が、土壌に与える影響(土壌成分の浸出 | ては安全性にも係るので、風力発電 |
| 2-2 | 等)、植生に与える影響について調査が必要。 | 機設置にあたっては耐震性など十分 |
| | | に配慮して設計・建設いたします。 |
| | | |
| | 3. 動植物調査について | 鳥類調査における調査手法、調査地 |
| | 鳥類 | 域・地点、調査期間等については、 |
| | タンチョウは、えりも町内で1つがいが繁殖してお | 専門家からの助言等を踏まえその内 |
| | り、他にも1つがいは、春~秋に生息していること | 容を設定いたしました。 |
| | から、丁寧な調査が必要。えりも町内のタンチョウ | タンチョウ調査については、対象事 |
| | は、水辺以外の草地、林内を子育て、索餌等の活動 | 業実施区域及びその周囲を広く任意 |
| | 地としている。過去に利用した範囲とその周辺を含 | 観察調査する踏査ルートを設定いた |
| | め、風車を建設するべきではない。 | しました。タンチョウの繁殖につい |
| 2-3 | 鳥類調査の調査期間4季×4日では、調査日数が足り | ての情報があることは文献調査及び |
| | ないと考える。鳥類調査は強風時には、鳥の確認が | 専門家ヒアリング等により把握して |
| | 特に困難であることから、調査日数を増やすととも | いることから、調査時期及び調査日 |
| | に、予備日を設定し、強風時の調査データは、用い | の気候にも配慮し生息状況について |
| | ないこと。 | 調査いたします。 |
| | 変い。 演り鳥調査については、春季、秋季の2回予定して | 渡り鳥調査においては、出現する海 |
| | いるが、オジロワシ、オオワシは、12月~4月に生 | ワシ類やハクチョウ類等の渡り個体 |
| | 息することから、12~4月を調査時期に設定する必要 | |
| | | |
| | がある。また、オジロワシについては、夏期に成鳥 | 把握に努めて参ります。専門家から |

No. 意見書 事業者の見解

が確認され、山岳方面へ餌生物を持って飛行することが確認している(2023)。町内で複数が繁殖している可能性が極めて高い。EADAS センシビティマップ (注意喚起メッシュ)において、風車建設予定範囲は、オジロワシ、オオワシは注意喚起レベル A または B であることを踏まえ、慎重な調査、年間を通しての調査が不可欠である。

渡り鳥の調査については、種によって渡る時期も異なり、気候や風向きが渡りに影響することから、一季3日間では、渡りのタイミングを外す確率が非常に高いことが容易に推測される、対象種ごとに合った調査期間を設け、調査日数を増やすべきである。

ノスリについては、EADAS センシビティマップを引用 し、渡りのルートには含まれていないとされている が、10月~5月上旬まで10羽程度がえりも町内で越 冬していることから調査が不可欠である。

上位種クマタカについての調査であるが、現在の調査地では、比較的観察される海岸段丘の谷(沢)内の観察が難しい。繁殖は沢内のこともあり、風車建設予定地(範囲)、追分峠周辺等に調査地点の複数追加設置が必要である。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための 手引き」では、ガン類ハクチョウ類の集結地でない と引用しているが、マガン、オオヒシクイ、ハクガ ン、シジュウカラガンが、毎年、渡りの中継地の一 つとして、秋~初冬、春季に百人浜周辺の牧草地に 飛来することから、調査項目に入れるべきである。 また、マガンは日高管内において越冬する群れも確 認され、今後、気候温暖化により越冬地が北上する にことが予測され、少雪のえりも町地域においても 重要視する必要がある。

オオハクチョウについては、えりも町内の海岸線を 越冬に用いるが、日高山脈山麓、襟裳岬、歌別~東 洋地区の山地上空を、渡りに用いていることから、 詳細な調査が必要である。 の助言等により、渡り鳥調査期間中に実施している、希少猛禽類調査と調査時期を調整等することで、可能な限り渡り時期における鳥類の生息種の確認を行うことが出来るようにいたします。

希少猛禽類調査では、現地状況に応じて適宜調査地点を移動する等してクマタカの生息・繁殖状況の把握に努めて参ります。

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|-----------------------------|-------------------|
| | 哺乳類 | 哺乳類の調査地点については、風力 |
| | 哺乳類の調査地点については、現在の予定地には、 | 発電機設置予定区域、対象事業実施 |
| | 強風が当たる場所、自然環境が豊かでないなど生息 | 区域及びその周囲における環境類型 |
| | 環境が十分でない地点が含まれていることから、調 | の状況を鑑みて、予測評価を実施で |
| 2-4 | 査地の選定には、再検討する必要がある。 | きるよう地点を設定しております。 |
| 2 1 | また、エゾナキウサギは、追分峠で確認されている | 引き続き、専門家からの助言等を踏 |
| | (轢死)ことから、歌別川沿いの生息可能な範囲につ | まえながら、適切な調査手法により |
| | いて調査が必要と考える。 | 調査・予測・評価を実施して参りま |
| | | す。 |
| | 4. 魚類底生動物調査については | 魚類・底生動物調査の調査について |
| | 目視、捕獲調査だけでは、生息が十分に把握できな | は、引き続き、専門家からの助言等 |
| 2-5 | いので、環境 DNA を用いた調査を実施すること。 | を踏まえながら、適切な調査手法に |
| | | より調査・予測・評価を実施して参 |
| | | ります。 |
| | 5. 景観調査について | 本事業の対象事業実施区域及びその |
| | 景観調査地点については、計画予定地の外周に設置 | 周囲には、日高山脈襟裳国定公園の |
| | した場合、町内のほぼ全域からブレード(高さ 180m) | 指定地域が存在することから、景観 |
| | が見えると予測されている。このことが多くの町民 | の調査・予測・評価においては、「国 |
| | には知らされておらず、大きな問題である。 | 立・国定公園内における風力発電施 |
| | えりも町内で開催された町民向け説明会では、生物 | 設の審査に関する技術的ガイドライ |
| | 調査方法の説明に特化し、住民にとって重要な故郷 | ン(環境省 平成25年3月)」の考 |
| | の原風景である景観の変化については、説明はほと | え方も参考に実施し、景観への環境 |
| 2-6 | んどされなかった。 | 影響に十分に配慮した事業計画とな |
| 2 0 | 日高山脈国定公園が、2024年度には国立公園化され | るよう努めて参ります。 |
| | る。日高山脈と襟裳岬百人浜の公園地域は飛び地と | |
| | なっているが、景観は一体化されており、国立公園 | |
| | 内から、国立公園への眺望の中に、風車の姿がある | |
| | ことはまったく景観上適合するものでない。このこ | |
| | とから、風車建設については、景観を壊さないよ | |
| | う、小型化し、設置数を極力抑えるべきであり、そ | |
| | の観点からの環境影響評価方法(調査方法)が必要で | |
| | ある。 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|----------------------------------|---------------------------|
| | 6. 風車建設について | 説明会のスライド資料は、本方法書 |
| | 町民向けの説明会(R5.9.26)に出席したが、一部の生 | の内容を基に作成しており、事業概 |
| | 物調査(昆虫のホールトラップ)に特化した説明であ | 要及び環境影響評価法に基づく環境 |
| | り、専門的用語が多く、また、スライドの資料が配 | 影響評価項目における現地調査・予 |
| | 布されなかったこともあり、非常に理解しづらかっ | 測・評価について主にご説明いたし |
| | た。地域住民が懸念している景観問題については触 | ました。視聴する一般の方々にも分 |
| | れず、(超)低周波問題については、調査する旨の発 | かり易いよう作成しておりますが、 |
| | 言があった。しかし、新聞で報道された規模縮小に | ご意見も踏まえ、配布資料も含めよ |
| | ついての発言はなかった。質問がなかったから、伝 | り分かり易い構成に改善するように |
| 2-7 | えなくてもよいとの印象を持った。 | 検討いたします。 |
| | | ご指摘の事業規模の変更について |
| | | は、引き続き北海道電力との連系協 |
| | | 議を要していることから、方法書説 |
| | | 明会では十分なご理解をいただく回 |
| | | 答が難しい状況でした。今後の準備 |
| | | 書手続きに向けて発電規模を含む事 |
| | | 業計画を検討のうえ、説明させてい |
| | | ただきますのでご理解賜りますよう |
| | | お願いいたします。 |
| | 日本初の高さ約 180m の大型風車の建設であることか | 現段階で採用する風力発電機の機種 |
| | ら、風車が回っている場合、風車の風切音が聞こえ | は確定しておらず、最大で最高高さ |
| | る、機械音、回転するブレードの影、低周波の悪影 | 179.4m の機種を選定する可能性が |
| | 響等は計り知れないものになると考える。 | ありますが、採用機種については、 |
| | 現在、えりも町民は大型風車建設について、関心が | 事業性及び今後実施する現地調査・ |
| | 低いと考えられるが、地域、町民へ悪影響が発生す | 予測・評価等も踏まえ検討していく |
| 2-8 | る可能性について、包み隠さず丁寧に説明していく | 予定です。 |
| | ことを求める。 | 事業を進めるにあたっては、地域と |
| | | の合意形成のため、アセスの説明会 |
| | | や事業についての説明会等を適宜開 |
| | | 催することで、地域住民の方や関係 |
| | | 者とのコミュニケーションを図り、 |
| | | 事業を進めていく所存です。 |
| | | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|-----------------------------|------------------|
| | 説明会では、環境影響調査を実施してから、風車建 | 現段階では、風力発電機配置計画に |
| | 設地を選定していく旨の発言があったが、環境影響 | ついては未定であり、本方法書では |
| | 調査を実施していない場所での建設はあるか?例え | 風力発電機設置予定区域としてお示 |
| | ば地点 A と地点 B は調査したが、風車を建設するに | ししております。 |
| | は計画を変更しなければならず、地点Aと地点Bの | 風力発電機配置計画については、環 |
| | 間に建設するということになるのか?野生生物の生 | 境影響評価における現地調査・予 |
| | 息地は、それぞれの種にとって、必要な広さ(面積) | 測・評価に基づく環境影響に配慮し |
| 2-9 | があると考えられることから、点で見るのではな | た配置計画にするべく検討するとと |
| 2 9 | く、面でみていく必要があり、建設用道路開削等に | もに、環境影響評価を実施していな |
| | より安易に生息地を分断してはならない。 | い箇所への配置はございません。ま |
| | | た、環境影響評価項目における調査 |
| | | 地点について、影響予測・評価をす |
| | | るうえで調査結果に不足等が無いか |
| | | を改めて検討し、適切な予測評価を |
| | | 実施して参ります。 |
| | | |

(意見書3)

| (意見菁 No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-------------|---------------------------------|-----------------------|
| | 1. 環境影響評価図書の縦覧 | いただきましたご意見を踏まえ、今 |
| | ・環境影響評価の中には景観への影響評価もありま | 後の準備書手続きの周知方法につい |
| | す。本事業の対象である襟裳岬周辺は道内外から多 | て関係行政と相談のうえ幅広い周知 |
| | くの観光客のある人気の観光地です。したがって、 | 方法について検討させていただきま |
| | 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知 | す。 |
| 3-1 | は、地元での説明会や貴社ホームページの掲載に限 | |
| | らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関 | |
| | のホームページ上での掲載など、関係者の協力を得 | |
| | て、より多くの人に周知するよう最大限の努力をす | |
| | べきです。 | |
| | ・環境影響評価図書のダウンロードや印刷ができま | 環境影響評価の手続きは、風車配置・ |
| | せん。資料編を含め 668 ページの環境影響評価図書 | 管理用道路等の事業計画が審査段階 |
| | を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら | であり最終決定ではないこと、またダ |
| | 意見書を作成することは、現実的な方法ではありま | ウンロードや印刷後の二次利用の回 |
| | せん。縦覧期間が過ぎてしまうと、図書の記述に照 | 避の観点から、常時縦覧が難しい旨ご |
| | らして事業実施区域の実態を確認することもできま | 理解いただきたく存じます。利便性に |
| | せん。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟 | ついては、説明会での要約資料の配布 |
| 3-2 | 齬がないかを地域住民等が確かめることができるこ | 等の対応を引き続き行っていく方針 |
| | とが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民と | です。 |
| | の合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、縦 | なお、自然保護団体等への図書提供に |
| | 覧期間後も地域の図書館などで図書を常時閲覧可能 | ついては、今後、検討させていただき |
| | にし、随時インターネットで閲覧・ダウンロード・ | ます。 |
| | 印刷を可能にすべきです。また、関係する自然保護 | |
| | 団体等に対して事前に相談し紙媒体の図書を提供す | |
| | べきです。 | |
| | 2. 近隣施設への影響 | 風力発電機配置計画については、事 |
| | ・事業実施区域内およびその周囲には住宅等が分布 | 業性、方法書以降に実施する環境影 |
| | することから、環境影響評価はもちろん、「えりも町 | 響評価における現地調査・予測・評 |
| | 再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基 | 価による環境影響の把握及び専門家 |
| | 準に関する条例」(令和3年9月16日施行)に照らし | による助言等も含め決定していくこ |
| | 合わせても十分な計画である必要がありますが、方 | ととなります。その際には、対象事 |
| 3-3 | 法書では事業実区域内には住宅等が22戸あることか | 業実施区域及びその周囲に存在する |
| | ら、風車からの騒音や事故が起きた時の影響を踏ま | 配慮施設、住宅等に対する安全面・ |
| | え、住宅等からの距離は最悪の事態を想定して取る | 環境面にも十分配慮した離隔をとる |
| | べきです。 | ように準備書において検討する予定 |
| | 経済産業省の事故報告書に 2013 年 4 月 7 日に発生し | です。 |
| | たウィンドパーク笠取発電所 CK-19 号機風車の事故 | また、風力発電機の維持管理は、事 |
| | 報告があるように、事故によりブレード破片が約 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|--------------------------------|-------------------|
| | 370m以上も飛散していることなどを鑑みて、住宅等 | 故等の未然防止を図るよう定期点検 |
| | に被害を与える恐れのない離隔距離を確保しなけれ | を適切に行う計画といたします。 |
| | ばなりません。事故による部品やオイル等の飛散も | |
| | 考えられ、自然環境に悪影響を与える恐れがあるこ | |
| | とから、明確な計画を立てるべきです。 | |
| | 3. 騒音、低周波音および超低周波音による影響 | 方法書以降に実施する環境影響評価 |
| | ・風車建設予定地より 2km の範囲には住宅等が 1,112 | における現地調査・予測・評価を実施 |
| | 戸、学校・幼稚園が7戸、医療機関が1戸、福祉施 | し、対象事業実施区域及びその周囲に |
| | 設が4戸存在していることから、風力発電による騒 | 存在する配慮を要する施設、住宅等へ |
| | 音、低周波音等による影響が出る可能性が危惧され | の影響を把握します。 |
| | ます。また、事業実施区域内には住宅等が22戸があ | 配慮を要する施設等への影響が大き |
| | り、低周波音を始めとする騒音被害が懸念されま | くなると予測される場合には、風力発 |
| | す。このような場所には事業計画を立てるべきでは | 電機の配置計画を含め影響の回避ま |
| | ありませんし、準備書において風車位置を決定する | たは低減を図り、準備書において環境 |
| | 以前の問題です。宗谷管内においては、今年度も複 | 保全措置等を検討いたします。また、 |
| | 数の風力発電が稼働し始め、3.5km離れた住宅では夜 | 工事前には住民の方々からのご希望 |
| | 間、風切り音が聞こえ、1.5km離れた住宅からは、圧 | 等を踏まえて必要に応じて個別での |
| | 迫感を感じ頭痛や眩暈、入眠障害のお話しも聞いて | 説明をさせていただくこと等を検討 |
| 3-4 | おります。北海道内の研究機関が、2018 年に石狩湾 | しております。 |
| | 新港周辺4事業による累積的影響評価についてシミ | |
| | ュレーション予測を行った結果、5km以上離れている | |
| | 石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民が圧迫 | |
| | 感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るとい | |
| | う結果が出ています。 | |
| | これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた | |
| | 確実な方法により調査・予測を実施して、影響の回 | |
| | 避を必ず行うべきです。今後発電風車が完成し稼働 | |
| | するようなことがあるならば、5km圏内において1年 | |
| | 間に4回以上のヒアリングをメインとした調査や、 | |
| | 長期間のモニタリングを必ず行うと同時に健康調査 | |
| | を行い、調査結果が様々な悪影響を示している場合 | |
| | は発電事業を中止すべきです。 | |
| | 4. 鳥類等への影響 | 環境影響評価における現地調査で |
| | ・えりも町管内においては、ガン・カモ・ハクチョ | は、事業予定地周辺の鳥類の生息状 |
| | ウ類の渡来やオジロワシ・オオワシの越冬も確認さ | 況や渡りの状況を詳細に把握し、そ |
| 3-5 | れており、ハヤブサ・オオタカ・クマタカの生息も | の結果をもとにバードストライクの |
| | 確認されています。「環境アセスメントデータベー | リスクを含む鳥類への影響を、準備 |
| | ス:EADAS」(環境省)の鳥類渡りルートでも確認でき | 書において予測・評価する予定で |
| | る貴重な場所です。また、哺乳類においては、絶滅 | す。 |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|---------------------------------|---------------------|
| | 危惧類であるゼニガタアザラシ・トドやエゾオコジ | 778 H 17971 |
| | ョの生息地であり、さらに鳥類においては、絶滅危 | |
| | 惧類であるチシマウガラス・シマフクロウをはじめ | |
| | 258 種の野鳥が確認されています。風力発電機による | |
| | バードストライクなどの直接的な影響、行動の変化 | |
| | による影響も含め影響評価をすべきであり、生物が | |
| | 利用する可能性の高い環境と生息地を重視し、環境 | |
| | 影響評価を実施する必要があります。 | |
| | ・襟裳岬は、ガンカモ類、中でもマガン(準絶滅危惧 | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | 種)、シジュウカラガン(絶滅危惧 IA 類種)、ハクガ | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| | ン(絶滅危惧 IA 類種)、コクガン(絶滅危惧 II 類種) | その内容を設定いたしました。 |
| | などのフライウエイ(渡り鳥の飛翔ルート)で、相当 | 渡り鳥調査においては、P374 に記載 |
| | 数の個体数が春季や秋季に往来します。 | のとおり、出現する海ワシ類やハク |
| | | チョウ類等の渡り個体の観察、記録 |
| 3-6 | | を行い、渡り状況の把握に努める所 |
| | | 存です。専門家からの助言等によ |
| | | り、渡り鳥調査期間中に実施してい |
| | | る、希少猛禽類調査と調査時期等を |
| | | 調整することで、可能な限り渡り時 |
| | | 期における鳥類生息種の確認が行え |
| | | るようにして参ります。 |
| | │ │・襟裳岬周辺のえりも町百人浜は、数年前より日高 | タンチョウ調査における調査手法等 |
| | 地方唯一のタンチョウ(絶滅危惧 II 類種)繁殖地と | については、専門家からの助言等を |
| | して確認されています。 | 踏まえその内容を設定いたしまし |
| | ※宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団(宮城県栗原市) | た。 |
| | らが、それまで不明だったコクガンのフライウエイ | 対象事業実施区域及びその周囲を広 |
| | を調査するべく 2020 年に宮城県南三陸町から発信機 | く任意観察調査する踏査ルートを設 |
| 3-7 | を装着し調査した結果、ロシアからの帰り道に同年 | 定し、タンチョウの繁殖についての |
| | 11月から12月まで1ヵ月以上、襟裳岬周辺で生息、 | 情報があることは文献調査及び専門 |
| | 12月6日、えりも町庶野海岸で見つけ撮影に成功、 | 家ヒアリング等により把握している |
| | 全国ニュースになりました。 | ことから、調査時期及び調査日の気 |
| | | 候にも配慮し生息状況について調査 |
| | | いたします。 |
| | ・以上のように、多くの希少種の鳥類が生息し、ま | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | たそれらのフライウエイとなっている襟裳岬周辺で | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| 3-8 | の風力発電事業は行うべきではありません。 | その内容を設定いたしました。 |
| | | 引き続き、最新の知見の収集に努め |
| | | るとともに、専門家からの助言等も |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|--|-----------------------------|
| | | 踏まえ現地調査において事業予定地 |
| | | 周辺における鳥類の生息状況や渡り |
| | | の状況を詳細に把握するように努め |
| | | て参ります。 |
| | | |
| | 5. 漁業等への影響 | 本事業は陸域に設置する事業である |
| | ・環境省では、襟裳岬やその周辺の沿岸域を生物多 | ことから、海域の工事または地形改変 |
| | 様性の観点や、海洋の生物多様性の保全と持続可能 | には至らないことより、海洋生物等へ |
| | な利用の推進に資することを目的に、重要度の高い | の影響はないものと考えております |
| | 海域として抽出しています。近年は国際的にも国内 | が、対象事業実施区域及びその周囲に |
| 3-9 | においても海洋環境の保全を進めることが強く求め | は河川が存在することから、事業に当 |
| | られていることからも、風力発電施設建設後、海洋 | たっては関係機関と協議を実施しな |
| | 生物等に影響が出た場合を考え、えりも漁業組合等 | がら、水の濁りの影響、さらに重要な |
| | の関係機関と予め漁業補償などの協定を組むことを | 水生生物への影響が極力回避・低減で |
| | 望みます。 | きるよう配慮する方針です。 |
| | | |
| | 6. 国立公園化への影響 | 本事業の対象事業実施区域及びその |
| | ・環境省は 2023 年 6 月 13 日、日高山脈襟裳国定公 | 周囲には、日高山脈襟裳国定公園の |
| | 園を 2024 年中に国立公園へ昇格する手続きを進める | 指定地域が存在することから、景観 |
| | と発表しました。太古からの自然環境や景観を損な | の調査・予測・評価においては、「国 |
| | わないためにも、また、自然環境の保全や保護を考 | 立・国定公園内における風力発電施 |
| 3-10 | えても、また景観保全の点からも国立公園の周辺で | 設の審査に関する技術的ガイドライ |
| | 巨大かつ多数の風力発電施設を建設することは望ま | ン(環境省 平成25年3月)」の考 |
| | しくありません。 | え方も参考に実施し、景観への環境 |
| | | 影響に十分に配慮した事業計画とな |
| | | るよう努めて参ります。 |
| | 7. 医内护果类 | 大車米ベル「井切り光」とついて |
| | 7. 歴史的遺産 | 本事業では「猿留山道」について、 |
| 3-11 | ・えりも町には、江戸幕府により開削された蝦夷地 | 人と自然との触れ合いの活動の場に |
| | 最初の山道の一つである猿留山道があり、2009年6日 シャナ 野本化財におったトマンナナ 東世界 | おいて調査地点として設定しており |
| | 月えりも町文化財に指定されています。事業実施区は中なるのは、 | ますが、景観調査地点の眺望点としての地上では、引き続き |
| | 域内を通り山道にたどり着きますが、町内外から多 | ての地点選定については、引き続き |
| | くの参加者が猿留山道を歩き、日高南部の自然と歴 | 地元ヒアリング等を踏まえて検討す |
| | 史を楽しんでいるところです。よって巨大かつ多数 | る予定です。 |
| | の風力発電施設の建設は、景観の破壊につながり、 | |
| | 直接山道にかかっていなくても、周遊ルートにも影 | |
| | 響が出ることが考えられます。 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|----------------------------|------------------|
| | 8. 累積的影響の評価 | 本事業と他事業との累積的な環境影 |
| 3-12 | ・本事業実施区域の周囲には、最大 162 基もの風力 | 響については、引き続き、周辺の他 |
| | 発電のアセスが進められております。この地域は風 | 事業における環境影響評価図書等の |
| | 力発電事業計画が過密状態にあり、複数の風力発電 | 公開情報の収集に努め、本事業との |
| | 事業による累積的影響が懸念されます。このような | 累積的な環境影響の有無について検 |
| 0 12 | 事から、累積的影響が発生する可能性が高く、十分 | 討し、その結果、累積的な環境影響 |
| | に計画地を検討すべきです。 | が生じる可能性がある場合には、準 |
| | | 備書においてその予測及び評価を行 |
| | | います。 |
| | | |
| | 9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域 | 本事業では、地域との合意形成のた |
| | の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な | め、アセスの説明会や事業について |
| | 説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って | の説明会等を適宜開催することで、 |
| 3-13 | 進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画 | 地域住民の方や関係者とのコミュニ |
| | を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形 | ケーションを図り、事業を進めてい |
| | 成を計る努力を行うことが必要であり、その意思が | く所存です。 |
| | ないのであれば計画は撤回するべきです。 | |

(意見書 4)

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|-----------------------------|------------------|
| | 1. 全体について | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | 1)本事業に係る対象事業実施区域(以下、計画地とい | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| | う)を含むえりも地区(以下、当該地という)には、シ | その内容を設定いたしました。 |
| | マフクロウ(絶滅危惧 IA 類、国内希少野生動植物 | 引き続き、最新の知見の収集に努め |
| | 種、国指定天然記念物)、タンチョウ(絶滅危惧 II | るとともに、専門家からの助言等も |
| | 類、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物)、オ | 踏まえ現地調査において事業予定地 |
| | オワシ(絶滅危惧 II 類、国内希少野生動植物種、国 | 周辺における鳥類の生息状況や渡り |
| | 指定天然記念物)、オジロワシ(絶滅危惧 II 類、国内 | の状況を詳細に把握し、準備書にお |
| | 希少野生動植物種、国指定天然記念物)、クマタカ | いて環境影響評価における予測・評 |
| | (絶滅危惧 IB 類、国内希少野生動植物種)などの希少 | 価を実施する予定です。 |
| 4-1 | 種の生息地が含まれている。また、シベリアと本州 | |
| | を往復するガン類(国指定天然記念物)、ハクチョウ | |
| | 類などの渡りルートになっている。それらの種の保 | |
| | 全や渡りルートの保護および予防原則の観点から当 | |
| | 該地は計画地として不適切であり、環境影響評価準 | |
| | 備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止 | |
| | すべきである。 | |
| | なお、本項以降の意見は、前述の立場に立ったうえ | |
| | で、方法書の記載内容について意見を述べるもので | |
| | あり、方法書以降の現地調査の段階に進むことを容 | |
| | 認するものではない。 | |
| | 2. 希少鳥類の保全の観点から | シマフクロウ調査における調査手法 |
| | 1)シマフクロウは北海道東部を中心に分布し、国内 | 等については、専門家からの助言等 |
| | の生息数は100つがい程度とされており、計画地を | を踏まえその内容を設定いたしまし |
| | 含む日高地方に生息するシマフクロウは遺伝学的多 | た。 |
| | 様性確保に重要であることに加え、分布域の西限に | 現地調査においては、専門家による |
| | 位置することから今後の生息地分散を進める上でも | 助言に留意して事業予定地周辺の詳 |
| 4-2 | 重要である。計画地の近隣に位置する河川での繁殖 | 細な生息状況を把握し、準備書にお |
| 1 2 | や生息が確認されており、また近隣生息地からの分 | いて環境影響評価における予測・評 |
| | 散個体が計画地付近の河川や周辺の森林を移動して | 価を実施する予定です。また、シマ |
| | いることが想定されることから、前述の通り、当該 | フクロウの生息情報については希少 |
| | 地は計画地として選定されるべき場所ではなく、直 | 種保護の観点より情報の取扱いに注 |
| | ちに事業の撤回を検討すべきである。 | 意いたします。 |
| | ※シマフクロウの生息情報については、希少種であ | |
| | ることから取扱いに注意されたい。 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|-----|--------------------------------|------------------|
| | 2) タンチョウは北海道東部を中心に生息し、国内の | タンチョウ調査における調査手法等 |
| | 生息数は 1800 羽程度である。計画地に近い百人浜で | については、専門家からの助言等を |
| | は 2016 年からタンチョウが営巣しており、2018 年に | 踏まえその内容を設定いたしまし |
| | は初めて繁殖に成功した。このつがいは日高地方唯 | た。 |
| | 一のつがいであり、この場所が十勝地方から道央圏 | 対象事業実施区域及びその周囲を広 |
| | への繁殖地の自然分散の過程上で重要なルートとし | く任意観察調査する踏査ルートを設 |
| 4-3 | て位置づけられる。また、タンチョウが繁殖してい | 定し、タンチョウの繁殖についての |
| | る環境は計画地周辺の環境と類似しており、実際に | 情報があることは文献調査及び専門 |
| | タンチョウの観察事例があることから、今後、計画 | 家ヒアリング等により把握している |
| | 地周辺で繁殖する可能性が高い。タンチョウへの影 | ことから、調査時期及び調査日の気 |
| | 響を避けるため、当該地は計画地として選定される | 候にも配慮し生息状況について調査 |
| | べき場所ではなく、予防原則の観点から直ちに事業 | いたします。 |
| | の撤回を検討すべきである。 | |
| | 3)環境省や論文等による報告、発表では国内でこれ | 環境影響評価における現地調査で |
| | までにオジロワシ73羽、オオワシ3羽、クマタカ2 | は、事業予定地周辺の鳥類の生息状 |
| | 羽でバードストライクが発生していることが確認さ | 況や渡りの状況を詳細に把握し、そ |
| | れているが、このことはそれらの生息地付近に風車 | の結果をもとにバードストライクの |
| 4-4 | を建設すると、バードストライクが起きる可能性が | リスクを含む鳥類への影響を、準備 |
| | 高いことを示している。これらの希少猛禽類への影 | 書において予測・評価する予定で |
| | 響を避けるため、当該地は計画地として選定される | す。 |
| | べき場所ではなく、予防原則の観点から直ちに事業 | |
| | の撤回を検討すべきである。 | |
| | 4) 当該地はガン類およびハクチョウ類の渡りルート | 環境影響評価における現地調査で |
| | になっているが、これらの大型の鳥類は翼面荷重が | は、事業予定地周辺の鳥類の生息状 |
| | 大きく飛行時に小回りがきかないために飛行中に急 | 況や渡りの状況を詳細に把握し、そ |
| | に風車を避けることができず、風車によるバードス | の結果をもとにバードストライクの |
| 4-5 | トライクまたは移動の障壁が発生しやすい鳥であ | リスクを含む鳥類への影響を、準備 |
| | る。これらの希少な渡り鳥への影響を避けるため、 | 書において予測・評価する予定で |
| | 当該地は計画地として選定されるべき場所ではな | す。 |
| | く、予防原則の観点から直ちに事業の撤回を検討す | |
| | べきである。 | |
| | 3. 調査方法について | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | 1) 計画地とその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| | 区域を示した環境省の「風力発電立地検討のための | その内容を設定いたしました。 |
| 4-6 | センシティビティマップ」において、シマフクロ | 引き続き、最新の知見の収集に努め |
| 4.0 | ウ、オジロワシおよびオオワシの分布情報により、 | るとともに、専門家からの助言等も |
| | 特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 | 踏まえ現地調査において事業予定地 |
| | およびBに該当するほか、専門家等によりクマタカ | 周辺における鳥類の生息状況や渡り |
| | やタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ | の状況を詳細に把握し、準備書にお |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|----------------------------------|----------------------|
| | 類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されて | いて環境影響評価における予測・評 |
| | いる。このため、これらの種をはじめとする鳥類の | 価を実施する予定です。 |
| | バードストライクや移動経路の阻害、生息への影響 | |
| | 等について、(公財) 日本野鳥の会をはじめとする地 | |
| | 域の鳥類や動植物の生息状況や風力発電が鳥類に与 | |
| | える影響について詳しい知見を持つ専門家や団体等 | |
| | から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を | |
| | 実施すべきである。 | |
| | 2) クマタカにおいては「猛禽類保護の進め方(改訂 | 希少猛禽類調査の調査範囲は、P369 |
| | 版)」の P54 に「非営巣期高利用域は半径 1.5km 圏の | に記載のとおり、「猛禽類保護の進め |
| | 範囲に該当するが、より広い範囲を採用すること | 方(改訂版)」を参考に 1.5km 程度 |
| | が、クマタカの通年の高利用域の保護につながると | としておりますが、現地状況に応じ |
| 4.7 | 思われる。」とあり、P55 には「実際の高利用域は単 | て適宜調査地点を移動する等してク |
| 4-7 | 純な円形ではなく、また、半径 1.5km の範囲を超え | マタカの生息・繁殖状況の把握に努 |
| | る場合もあると想定されるため、地形や植生状況、 | めて参ります。 |
| | 隣接ペアの存在を考慮しながら範囲を補正すること | |
| | も必要である」とあることから、現状の半径 1.5km | |
| | より広い範囲を調査地域として設定すべきである。 | |
| | 3) 希少猛禽類およびタンチョウの調査の調査日数に | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | ついて、ひと月あたり3日間では採食地、営巣地の | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| | 把握が十分にできないと考えられる。週あたり3日 | その内容を設定いたしました。 |
| | 程度の調査が必要と考える。 | 希少猛禽類調査については、P374に |
| | | 記載のとおり、2 営巣期+1 非繁殖期 |
| | | の計 19 か月の現地調査を実施いた |
| 4-8 | | します。また、タンチョウ調査では |
| 1 0 | | 対象事業実施区域及びその周囲を広 |
| | | く任意観察調査する踏査ルートを設 |
| | | 定しております。調査においては、 |
| | | 現地状況に応じて適宜調査地点を移 |
| | | 動する等して鳥類の生息・繁殖状況 |
| | | の把握に努めて参ります。 |
| | | |
| | 4) 鳥類調査においては、風雨、霧等の気象条件の影響があります。 | 鳥類調査における現地調査について |
| 4-9 | 響を大きく受けやすく、荒天時には正確な観察が行 | は、天候等の気象等に配慮し実施す |
| _ ~ | なえないため、荒天時を除く天候が良好な日に3日 | るようにいたします。 |
| | 間の調査を行なうべきである。 | |
| | 5)調査予定地で視野が広く取れるのであれば、ライ | 一般鳥類調査のルートセンサス法・ |
| 4-10 | ンセンサス、ポイントセンサスとも 25m を 50m に拡 | ポイントセンサス法の調査範囲は、 |
| | 張してより詳細に記録すべきである。 | 調査箇所(環境)に拠らず定量性を |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|--|---|
| | | 確保した調査結果が得られるように 設定した目安値となり、P373 に記載 のとおり、ルートセンサスは片側 25m(両側 50m)、ポイントセンサ スは半径 50m を対象範囲としており ます。 |
| 4-11 | 6)任意観察調査で行う夜間調査では、レーダーによる利用状況の把握、IC レコーダー等録音による把握も実施すべきである。 | 夜間調査は、夜行性鳥類を主対象に、春季及び夏季の日没後、任意調査ルートを適宜移動しながらその鳴き声を基に鳥類種の確認に努める所存です。レーダー及びICレコーダーによる調査手法については、専門家の助言等を得ながら検討したいと存じます。 |
| 4-12 | 7) 鳥類繁殖期(6月ごろ)の調査について、種ごとに繁殖時期が異なるので前半後半に1回ずつ等、複数回の調査を実施すべきである。 | 一般鳥類調査における調査時期については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。 ご指摘の事項につきましては、専門家の助言等を得ながら検討したいと存じます。 |
| 4-13 | 8) 冬期(1-2月)も鳥類調査を行うべきである。なお、オオワシ、オジロワシは越冬期間中に北海道内で移動するため、調査開始を11月、終了をワシが飛去する5月に設定し、調査期間を11月から5月とすべきである。 | 希少猛禽類調査については、P374に記載のとおり、調査期間は、2営巣期+1非繁殖期の計19か月で、2月から翌年8月まで現地調査を実施予定であり、ご指摘の期間は網羅しております。また、春季・秋季は渡り鳥調査も別途計画しており、これらの調査を通して、海ワシ類も含めた鳥類の詳細の生息状況を把握する計画です。 |
| 4-14 | 7) 秋の渡りルートでは、道東各地から襟裳岬方向に向かうことが示されているように、襟裳岬は本州に向かって渡る際に鳥が集結するボトルネックとなっている。隘路となっている渡り経路での風車建設は、バードストライクや障壁影響など渡り鳥に与え | 本事業における渡り鳥調査において、本地域における渡りルートを可能な限り詳細に把握できるよう努める所存です。調査範囲については方法書における対象事業実施区域を広 |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|---------------------------------|---------------------------------------|
| | る影響が大きい可能性があるので、十分な調査を行 | 域的に網羅できるように地点を設定 |
| | なって影響がないようにすべきである。 | しております。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 8) オオハクチョウの渡りの時期は 11 月および 3 月末 | 渡り鳥調査の時期については、種に |
| | であるため、それを踏まえ渡り鳥調査の時期を延長 | よって渡りの時期が異なる場合があ |
| | する必要がある。 | るため、春季・秋季の調査時期につ |
| 4-15 |) '3 2 女 // '0 / '3 。 | いては、専門家の助言等を踏まえな |
| | | がら適切に実施して参ります。 |
| | | |
| | | |
| | 9) 渡り鳥調査について、渡りにはピークがあり年に | 鳥類調査における調査手法等につい |
| | よって変動があること、調査地の気象条件に大きく | ては、専門家からの助言等を踏まえ |
| | 左右されることから、ひと月あたり3日間の調査で | その内容を設定いたしました。 |
| | は不足である。正確な把握のためには、調査期間中 | 渡り鳥調査においては、P374 に記載 |
| | 毎日の調査が必要である。 | のとおり、出現する海ワシ類やハク |
| | | チョウ類等の渡り個体の観察、記録 |
| 4-16 | | を行い、渡り状況の把握に努める所 |
| | | 存です。専門家からの助言等によ |
| | | り、渡り鳥調査期間中に実施してい |
| | | る、希少猛禽類調査と調査時期等を |
| | | 調整することで、可能な限り渡り時 |
| | | 期における鳥類生息種の確認が行え |
| | | るようにして参ります。 |
| | 10)渡り鳥調査について、現在把握されている鳥類の | 本事業における渡り鳥調査におい |
| | 渡りルートは点と点を結んだものであり、GPS ロガー | 本事業における彼り局調査におい て、本地域における渡りルートを可 |
| | 等を利用したもの以外は正確なルートを示していな | 能な限り詳細に把握できるよう努め |
| | いと考えられる。また、えりも地域は日高山脈と海 | おびり 中神に元遅くさるより分の |
| 4-17 | 岸線が近く、風が強いことから渡り鳥の飛行ルート | 法書における対象事業実施区域を広 |
| 7 11 | に与える影響が著しいと考えられる。これらのこと | 域的に網羅できるように地点を設定 |
| | から、現在示されている調査範囲よりも広範囲(山岳 | しております。 |
| | 地帯から海岸線まで)に、長期間(季節、年とも)の調 | |
| | 査が不可欠である。 | |
| | 型 4 1 コン/ / はため 0 | |

| No. | 意見書 | 事業者の見解 |
|------|---------------------------|------------------|
| | 11) 当該事業による重大な影響を回避、低減するた | 重大な影響を回避、低減するための |
| | め、環境保全措置についても検討するとあるが、ど | 環境保全措置内容については、環境 |
| | のような方法が想定されるのか具体例を示すべきで | 影響評価項目ごとの現地調査を実施 |
| 4-18 | ある。 | し、調査結果に基づく予測・評価を |
| 1 10 | 以上 | 行い、専門家からの助言等を踏まえ |
| | | ながら、より適切な環境保全措置を |
| | | 準備書において検討する予定です。 |
| | | |

(意見書5)

意見書 事業者の見解 No. 1 騒音/超低周波音の観点から事業実施想定区域は 方法書以降に実施する環境影響評価 成立しない における現地調査・予測・評価を実 まず、事業実施想定区域内に住宅が22軒存在すると 施し、対象事業実施区域及びその周 囲に存在する配慮を要する施設、住 いうのは、前代未聞の事業である。農家の納屋や倉 庫等で、日常的に人が居住していないのであればよ 宅等への影響を把握します。 いが、もし、居住しているにも関わらず、事業実施 配慮を要する施設等への影響が大き 想定区域に含めているとしたら事業者のモラルを疑 くなると予測される場合には、風力 う。事業を進める資格はない。事業の撤退を求め 発電機の配置計画を含め影響の回避 または低減を図り、準備書において る。 事業実施想定区域周辺には、配慮を要する施設とし 環境保全措置等を検討いたします。 て最寄り 0.5km にえりも高校があり、風車建設予定 また、工事前には住民の方々からの 地からも 1km 以内の距離となっている。住宅も 0.5km ご希望等を踏まえて必要に応じて個 の範囲内に 65 軒、0.5~1km に 801 軒と、1km 範囲に |別での説明をさせていただくこと等 5-1約150軒もの住宅が存在している。この度の計画で を検討しております。 は、単機出力 4,300~6,100kW の風車、最大 35 基、 総出力最大 10 万 kW の事業を行おうとしている。平 成28年の検討会に基づく、「風車からの離隔距離 500m、安全を見て1km離せばよい」という記述を、 様々なアセス書で見かけるが、当時の風発の規模は 1,000~2,000kWであり、現在の風発の単機出力は3 から4倍に増強、かつ、総出力も同様にアップして おり、もはやこの数字はあてはまらない。少なくと も 4km は離隔をとる必要がある。その場合、事業実 施想定区域はほとんどなくなるのではないか。この ような観点からも事業撤退を求める。

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和5年9月12日(火) 朝刊15面)





(JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト)



環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称)えりも町風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

北海道幌泉郡えりも町における「(仮称)えりも町風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境 影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2023年9月12日(火)午前10時00分~2023年10月25日(水)午後5時00分までの期間中は閲覧が可能です。

- ※閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
- ※閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
- ※意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所

北海道日高振興局 保健環境部環境生活課

えりも町役場 企画課

総監期間

2023年9月12日(火)~2023年10月25日(水)

(土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。

環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。

住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙 を使用しなくても結構です。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当:総務部 広報担当

電話:03-6206-6076

時間:午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

(広報えりも9月号折込広告)(表面)

「(仮称)えりも町風力発電事業環境影響評価方法書」 縦覧及び住民説明会のお知らせ

平素より皆様には、当社の事業活動に つきまして、格別のご理解ご協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。

このたび、JR東日本エネルギー開発株式会社が計画している(仮称)えりも町風力発電事業の「環境影響評価方法書」を作成し、令和5年9月12日(火)より縦覧いたします。

「環境影響評価方法書」は事業による 環境影響をどのように調査し、予測・評 価を行うかの計画をとりまとめたもの です。

本内容について、地域の皆さまにご説明をさせていただきたく、以下のとおりお知らせいたします。

是非、ご参加いただきますよう、よろ しくお願い申し上げます。



○環境影響評価方法書の縦覧について

| 縦覧場所 | 縦覧期間 |
|------------|---------------------------|
| えりも町役場企画課 | 令和 5年 9月 12日 (火) |
| 北海道日高振興局 | ~ 令和 5年10月25日(水) 開庁・開館時のみ |
| 保健環境部環境生活課 | ※ 意見募集期間とあわせて縦覧期間といたします。 |

※ 電子縦覧は次のウェブページにて実施します。 http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/

○住民説明会の開催について

| | 1 |
|------------------|-------------------------|
| 開催場所 | 開催日時 |
| えりも町福祉センター | 令和 5年 9月26日(火) 18:30 ~ |
| (えりも町字本町 357 番地) | ※ 約1時間半~2時間程度を予定しております。 |

〇お問い合わせ先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 15 階

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当者:総務部 広報担当

電話番号: 03-6206-6076

お問い合わせ時間: 10:00~17:00まで(土・日・祝日を除く)

(広報えりも9月号折込広告)(裏面)

○事業概要

1. 対象事業の名称 (仮称) えりも町風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力 最大100,000キロワット

2. 対象事業実施区域 北海道幌泉郡えりも町

3. 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を

お持ちの方は、弊社 HP または縦覧場所に備え付けております下

記様式にてご意見を頂きたくお願いいたします。

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ち の方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記 住所あてに郵便にてお送りください。

【意見書の提出先】 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 15 階

JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当 宛 【意見書の提出期限】 令和5年10月25日(水)[当日消印有効]

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 年 月 日

| その他の団体にあっては、 | |
|--------------|----------------------------|
| 名・団体名、代表者に氏名 | |
| 住 所 | |
| その他団体にあっては、 | |
| も事務所の所在地 | |
| | ご記入欄 |
| | (日本語により意見の理由を含めて記載してください。) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

注1: なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致しまた、環境影響評価法に基づく手続きのかけに使用し、他の目的に使用することはございません。 2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記住所あてに郵便にてお送りください。

お名前

法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者に氏名 令和 年 月 日

| 住所 その他団体にあっては、 | |
|----------------|------------------------------------|
| る事務所の所在地 | ご 記 入 欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

L 1: なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。 また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。 2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。